

ケアハウスせせらぎ重要事項説明書

当施設は老人福祉法における軽費老人ホーム（ケアハウス）として認可を受けています。

当施設の概要、提供するサービスの内容、利用料金等は次のとおりであります。

社会福祉法人聖マリア会

ケアハウスせせらぎ

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 聖マリア会 |
| (2) 法人所在地 | 今治市上徳甲110番地1 |
| (3) 電話番号 | 0898-48-6106 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 木原晃 |
| (5) 設立年月 | 平成9年7月24日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 軽費老人ホーム（ケアハウス） |
| | 当施設は介護保険法上の特定施設入居者生活介護事業の指定は受けていません。 |
| (2) 施設の名称 | ケアハウスせせらぎ |
| (3) 施設所在地 | 今治市上徳甲110番地1 |
| (4) 電話番号 | 0898-48-6176 |
| FAX番号 | 0898-48-6556 |
| (5) 施設長氏名 | 重見憲史 |
| (6) 開設年月 | 平成10年5月1日 |
| (7) 入所定員 | 30人 |

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活も容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、緊急時の対応や、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。

(2) 運営方針

施設の管理運営については、ケアハウスが生活の場であることを踏まえつつ、入所者の自主性の尊重を基本として、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、必要なサービスを提供すると共に入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう万全を期することを基本方針としています。

4. 職員の配置状況

施設には次の職種の職員を配置しています。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 施設長 | 1名（常勤 特別養護老人ホームと兼務） |
| (2) 生活相談員 | 1名（常勤） |
| (3) 介護職員 | 1名（常勤） |
| (4) 栄養士 | 1名（常勤 特別養護老人ホームと兼務） |
| (5) 事務員 | 1名（常勤） |
| (6) 調理員 | 1名（常勤） |

5. 各室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室は全て個室で、入所者が管理してください。

(1) 専用居室 (合計26戸)

| 部屋の種類 | 床面積 | 戸数 | 浴室の有無 | 1月当管理費 |
|--------------------------------|--------|----|-------|---------|
| (1) 1人部屋 (A) (標準タイプ) | 24.80㎡ | 18 | 無 | 10,000円 |
| (2) 1人部屋 (B) 102号 206号 306号 | 31.00㎡ | 3 | 有 | 14,500円 |
| (3) 2人部屋 (A) 202号 302号 | 40.64㎡ | 2 | 有 | 19,000円 |
| (4) 2人部屋 (B) 201号 301号 | 42.18㎡ | 2 | 有 | 19,000円 |
| (5) 2人部屋 (C) 101号 | 51.85㎡ | 1 | 有 | 22,000円 |

設 備

◎ 各室にはトイレ、ミニキッチン、エアコン、ナースコール、テレビ・電話の配線があります。

◎ 浴室は8室に設置されていますが、他の部屋にはありません。
1階の共用浴室がご利用になれます。

(2) 共用部分

| 名 称 | 室 数 | 床 面 積 | 備 考 |
|-------|-----|---------|---------|
| ホール | 1 | 61.60㎡ | 談話・面会用 |
| 食 堂 | 1 | 118.53㎡ | 喫茶コーナー有 |
| 図書室 | 1 | 36.25㎡ | |
| 趣味の部屋 | 1 | 34.10㎡ | タタミ部屋 |
| 浴 室 | 1 | 24.80㎡ | |
| 便 所 | 2 | 12.40㎡ | 男女各1 |
| サロン | 2 | 24.80㎡ | 2、3階 |
| 洗濯室 | 2 | 12.40㎡ | 2、3階 |

6. 当施設で提供するサービスと利用料金

<サービスの概要>

(1) 食事の提供

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、高齢者の健康に配慮した食事を1日3食提供します。食事メニューはあらかじめ掲示しています。
- ・ 特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。
- ・ 食事はセルフサービスで、原則として食堂でして下さい。
- ・ 食事時間は、概ね次のとおりです。

朝 食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0

昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕 食 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

(2) 入浴の準備

- ・ 共用浴室での入浴は隔日以上とし、定められた時間内に利用できるよう準備します。
- ・ 入浴日でない日はシャワー浴が利用できます。
- ・ 個別の入浴介助は行いません。

入 浴 日 月・水・金・土

入浴時間 1 4 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

(3) 生活相談、助言

施設は入所者から要望があれば、各種の生活相談に応じ、適切な助言を行います。又、必要に応じ関係行政機関への紹介、手続等の援助を行います。

(4) 居宅サービス等の利用

入所者に対する日常生活上の個別の援助は行いませんが、入所者が日常生活上の援助又は介護が必要な状態になった場合は、居宅サービス等が受けられるよう、必要な援助を行います。

(5) 緊急時の対応

入所者は身体状況が急激に変化し、緊急に対応が必要な場合は24時間いつでもナースコール等で職員に対応を求めることができます。この場合職員は速やかに適切な対応を行います。

(6) 健康保持

施設は入所者に対し、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めます。

(7) レクリエーション

入所者は共用施設を利用して、自由に趣味、教養、娯楽活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができます。

施設は自主活動の趣旨を損なわない範囲で、助言、援助を行います。

(8) 社会生活上の便宜の供与

行政機関等への手続きについて入所者が行うことが困難な場合は、お申し出に基づき、施設が代行いたします。

(9) 外出援助

入所者が通院、買物等外出する場合、週 2 回自動車でお送りします。(片道)

以上の各サービスは施設に入所したときから、契約を解除するまでの間提供します。

<利用料金>

- (1) 施設の利用料等は愛媛県の定める基準に基づいて定められています。
- (2) 入所者は別表に定める月額利用料を翌月分として毎月末日までに支払っていただきます。
- (3) 入所者個人の利用にかかる光熱水費等は利用料と共に毎月施設に納めていただきます。
- (4) 入所者の急な疾病等による緊急の病院受診に職員が対応した場合は、特別なサービス提供費として実費をいただきます。(1 時間 3,000 円)
- (5) 3 日前までに欠食の申出があった場合、食費は徴収いたしません。
食費の内訳 朝 250 円 昼 350 円 夕 350 円

7. 入所者が守るべき事項

別紙「入所者心得」に守るべき事項を定めていますのでご協力ください。

8. 施設を退所していただく場合

入所者が次の各号の一に該当する場合は、退所していただくことになります。

- (1) 不正または偽りの手段によって入所の承認を受けたとき
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき
- (3) 身体機能の低下又は精神的疾患等のため常時介護を必要とし、居宅サービスを利用して施設での生活が著しく困難と認められるとき
- (4) 金銭の管理、各種サービスの利用について、入所者自身で判断できなくなったとき
- (5) 承認を得ないで施設の建物、付帯設備等の造作、模様替を行い、かつ原状回復をしないとき
- (6) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入所者に迷惑をかけるなど施設での生活が著しく不相当と認められる事由が生じたとき

9. 入院期間中の対応

入所者が病気療養のため入院し、3ヶ月以上経過した場合、又は医師の診断により3ヶ月以内に退院できる見込みのない場合、施設長は家族と協議の上、退所の勧告を行うことができます。

この場合、入所者の希望を勘案し、退院後再び入所できるよう便宜を図るものとする。

10. 協力医療機関

入所者が病気等で受診を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

【協力医療機関】

| | |
|---------|----------------------------------|
| 医療機関の名称 | 木原病院 |
| 所在地 | 今治市別宮町3丁目7番地8 |
| 診療科 | 外科・内科・整形外科・脳神経外科・消化器科・リハビリテーション科 |

11. 非常災害対策

非常災害その他緊急事態に備え、必要な設備を設けるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、定期的に入所者、従業員等の避難、救出訓練を行います。

入所者もご協力ください。

12. 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、医療機関、行政機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

13. 衛生管理等

入所者の使用する食器や飲用水については特に注意して衛生的管理に努めます。

感染症や食中毒の予防やまん延防止のため、必要な対策を講じます。

14. 苦情の受付について

当施設では入所者又はその家族からの苦情に適切に対応するため次の者を配置し、苦情解決に努めることとしております。

またご意見箱も設置しております。

- | | | |
|-------------|-------|-----------|
| (1) 苦情受付担当者 | 生活相談員 | 柴田寛 |
| (2) 苦情解決責任者 | 施設長 | 重見憲史 |
| (3) 第三者委員 | 渡辺望 | (48-6138) |
| | 近藤徹也 | (48-3067) |

・苦情受付機関

当施設で解決できない苦情は次の機関に申し立てることができます。

愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会

電話 089-921-8566

15. 第三者による評価の実施状況

| | | | |
|---------------|------|--------|--|
| 第三者による評価の実施状況 | 1 あり | 実施日 | |
| | | 評価機関名称 | |
| | | 結果の開示 | |
| | ② なし | | |

16. 虐待の防止のための措置

| | |
|-----------------|--|
| 虐待防止に係る責任者 | 施設長 重見 憲史 |
| 職員への研修計画 | 虐待防止を啓発・浸透させるための指針を整備し、虐待防止委員会では虐待を発生させない体制を検討する。また、積極的に施設外研修に参加させる。 |
| 虐待等が発生した場合の対応方法 | 速やかに愛媛県の窓口に通報し、愛媛県等が行う虐待等に対する調査等に協力する。 |

令和 年 月 日

ケアハウスせせらぎのサービスの提供開始に際し、入所者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明し、交付しました。

ケアハウスせせらぎ

説明者職名

氏 名

㊞

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ケアハウスせせらぎのサービスの提供開始に同意しました。

入所者住所

氏名

㊞

家族代表(代理人)住所

氏名

㊞

(続柄)